

第4回 みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会 議事録

○日 時 令和8年7月22日(水) 午後6時30分～午後8時30分

○場 所 東公民館 ホール1・2

○出席者

【みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会委員】 10名

委員長	田口 和人
副委員長	関口 渉
委員	栗原 孝志
委員	小西 明
委員	足立 義継
委員	金子 栄司
委員	湯浅 正雄
委員	伊藤 明日香
委員	前原 一男
委員	小暮 真美

(欠席者) 1名 委員 高瀬 康子

【みどり市教育委員会】 10名

みどり市教育委員会	教育長	保志 守
みどり市教育部	部長	鈴木 早苗
教育総務課	課長	岡 研太郎
学校教育課	課長	森田 修
東市民生活課	課長	今泉 源太郎
教育総務課	課長補佐	園原 裕一
学校教育課	課長補佐兼指導係長	知久 鉄平
教育総務課施設係	係長	大窪 進
教育総務課総務係	主幹	金高 吉宏
学校教育課教職員係	管理主事	西村 晋一

【報道機関】 桐生タイムス社

【傍聴者】 なし

○議事の概要

1 開会〔開始：午後6時30分〕

2 委員長あいさつ

3 報告事項

(1) 地区別検討委員会経過報告

- ・事務局より令和7年度の笠懸地区と大間々地区の検討委員会について経過報告。

＜笠懸地区検討委員会について＞

- 令和7年度中に委員会を3回開催。先日第4回検討委員会を開催。
- 適正規模・適正配置については、次の2点が委員会の方向性として示された。
 - ①児童の教育環境、児童数の推移、人口増、避難所等の観点から、小学校4校を維持していく。
 - ②4校を維持していく場合、学校配置については教育委員会の基本方針のように笠懸小を南へ移転する。
- 給食提供方式については、児童や保護者の受け止め、クオリティ、財政面からもセンター方式の方向でよいのではないかという意見がある一方で、自校給食を推す保護者や地域住民がいるのも事実なので、そういった方々にセンター方式を理解し納得してもらう必要があるのではないかという意見もあったため協議を継続。
- 少子化に対応した魅力ある学校づくりについても協議を継続。

＜大間々地区検討委員会について＞

- 令和7年度中に委員会を3回開催。先日第4回検討委員会を開催。
- 適正規模・適正配置については、次の4点が主な意見として挙げられた。
 - ①大間々北小と大間々南小を統合し、小学校2校にしていくことが望ましい。
 - ②義務教育学校化ではなく、小学校、中学校を存続させる方向が望ましい。
(小学校、中学校で2回、リーダーの経験をできるようにさせたい)
 - ③中学校を1校に統合する場合、大間々の中心地に新設することで、地域の活性化を図り、人口を呼び込みたい。
 - ④みどり市としての一体化や財政的視点に立って、みどり市全体として適正規模及び適正配置について考えていくべき。
- 地域との交流や関わりがもてる学校づくりを進めていくために学校運営協議会の機能を活用すること、地域の方が学校を活用しやすくなるような学校施設を設置すること等、魅力ある学校づくりについての意見も出てきているため、適正規模・適正配置と併せて協議を継続。
- 給食提供方式については、クオリティに差がないのであれば、財政的視点、アレルギー対応給食、食育の充実等、センター方式としていくことが望ましい。

4 協議事項

(1) 答申案の内容確認・修正

- ・答申案について、【資料1】に基づき、事務局より説明。

・意見や質疑応答は、以下のとおり。

発言者	発 言 内 容
議長（委員長）	それでは、広くご意見をいただきたいところではありますが、まずは第1部についてご質問いただきながら、後の答申本体にというように進めていきたいと思います。目次から始まって資料のところまででのご質問等あれば是非お願いしたいと思います。細かいところでも構いませんのでお願いします。
委員 1	人口の推移なのですが、令和2年が最新になっていますが、今は令和8年度です。住民基本台帳では昨年度まではっきりしているので、そこまで載せないで資料が古いようなイメージがあります。もう1つ、構成なのですが、小中学校に通っている世代の人口が帯で見えるようになると、小中学生が少なくなっていることがよく分かるのではないかと思います。
議長（委員長）	今の2つ目のところですが、どのグラフになりますか。4ページですか。
委員 1	そうです。このグラフの青い部分ですが、年齢に幅があると思います。小中学校の検討会としては、小中学生を挙げるような帯がほしいです。
議長（委員長）	グラフの一番下のところに黄色で年少人口の推移が載っています。年少人口は0歳から14歳です。これは載っていますけれども。
委員 1	これはいいのですが、いわゆる子育て世代の人口です。青い部分が15歳から64歳とずいぶん幅があると思います。この辺りの推移も私としては見てみたいものです。
議長（委員長）	6ページのところにあずま小中学校の児童生徒数があります。だから、子育てについては小中学校の部分は見えています。保育園の部分は具体的数字としては出てきていませんが、4ページのグラフの一番下の黄色の部分には入っています。そこで、子育て世代というのは、いわゆる年齢的にどのようにお考えですか。
委員 1	小中学生のお子さんを持つ家庭です。
副議長（副委員長）	例えば18歳から45歳くらいまでですかね。
委員 1	そうですね。青い部分だと60歳以上も入ってしまうので年齢的には高すぎだと思います。その辺りの資料がほしいと思いました。
議長（委員長）	子育て世代、つまり親世代ということですね。それは出せますか。
事務局 1	市民課に問い合わせて出せるよう努力します。
事務局 2	この資料の15歳から64歳のグラフの中に、18歳から45歳くらいまでの人口の推移が入ってくるようなイメージでよろしいですか。
委員 1	そうですね。子育て世代が実際どのくらいいるのかわかるといいと思います。
議長（委員長）	その場合、委員1さんのイメージする子育て世代の年齢はどのくらいですか。
委員 1	20歳代から40歳代くらいですね。
事務局 2	資料の中に表記できるようにします。人口推移の関係で令和2年度までという質問がありましたけれども、国勢調査の最新の数字ということで捉えていただきたいと思います。

事務局 3	令和 7 年度に国勢調査が行われましたが、まだ結果が出ていないのです。
委員 2	委員 1 さんが言ったように私も思いました。実際今東町の人口は 1,500 人を切っているかもしれません。
事務局 3	最新の人口は分かります。6 月末の時点で 1,489 人です。住民基本台帳での数字になります。ちなみに、みどり市全体の人口が 48,027 人です。
議長（委員長）	3 ページのこのグラフですが、これは東地区に限らず大間々でも笠懸でも使用する予定がありますよね。そうすると、基本方針でこの国勢調査結果を使いましたが、改めて住民基本台帳で作り直すということは可能でしょうか。
事務局 4	大丈夫です。
議長（委員長）	それではそちらの方に差し替えて、直近の具体的な数字が出るものをここに入れましょう。
事務局 3	昭和 30 年から昭和 60 年のところははっきり大丈夫とは申し上げられないのですが、合併以降については大丈夫だと思います。合併前については、住民基本台帳に残っているかどうかなので、国勢調査の数字として残しておいて、そこに住民基本台帳で追える数字を併記しておくのも 1 つの方法かと思います。
議長（委員長）	それはいい方法ですね。
副議長（副委員長）	だけど、過去のことはいいのだから、例えば国勢調査が令和 2 年まで出ているから、令和 8 年 6 月末時点の笠懸町、大間々町、東町の人口を明記すればいいと思います。そうすれば書き加えればいいだけですよね。現在の人口が分かればいい気がします。
議長（委員長）	令和 8 年というと令和 3 年から 5 年間ありますね。
事務局 3	そこだけは住民基本台帳を基にして形にしますか。
議長（委員長）	要は、グラフで見たときのカーブですよね。具体的な数字も大事ですが、このような形をたどっていると見て分かるようにするのも大事だと思います。少しグラフの細かいところに集中してしまいました。
事務局 3	東町だけでなく、3 町の令和 3 年から令和 8 年までの住民基本台帳の数字を基にして形にすることは可能だと思います。
議長（委員長）	ではそれをお願いします。他はどうでしょうか。いろいろご質問いただきたいと思いますが。
委員 3	質問ではなく訂正的なものです。5 ページの小中学校の現状というところなのですが、今までこの資料を何回も見ていて気付かなかった自分が申し訳ないと思います。特色ある取組という緑の枠の中に鉛筆のマークが 3 つあります。この一番下の「全学年で 45 分授業の実施」や「プラスあずまの時間を設定」ですが、実は現在やっていません。去年私が赴任したときにはすでになくなっていて、今現在は、前期課程が 45 分、後期課程が 50 分という通常の小中学校の授業の時間に統一されています。なので、45 分にした分、帯の時間をつくってそこを別の学習に充てるという取組は開校当時につくった案なのですが、それが今現在は実施されていないので、ここには載せられないかなと思

	います。それから下の絵のところですか。これから頑張ればいいことなのですが、「外国とのweb交流」や「福祉施設の訪問」等、コロナを挟んでやらなくなってしまっているものもあるので、今後検討ということで残してもらっていいかなと思いますが、麦まき麦刈りパン作りについては、みどり保全会の方々が「もう麦はまいていないのでできない」ということで昨年度からできなくなりました。保育園さんもそうですよね。ということなので、ここには載せられないかなと思います。この辺りの訂正が必要かなと思います。
議長（委員長）	事務局の方よろしいでしょうか。つまり実態に即した提示、未来形的な取組の部分も含めての実態です。単純にイラストが載っているという訳ではないですよ。
委員 3	実際にはやっていました。令和5年からのみどり市全体の検討委員会が始まった時点では確かにあったのですが、昨年からはできないという連絡をいただいたという感じです。
議長（委員長）	それではその点をよろしくお願いします。
事務局 1	承知しました。訂正します。
委員 3	どのように直すかは相談してもらって大丈夫です。
委員 4	プログラミング教育はやっているのですか。
委員 3	それはやっています。小学生もやっていますよ。年間何時間と決めてちゃんとやっています。
副議長（副委員長）	間違っていないのですが、言い回しのところですか。2ページの4段落の最後のところ、「移住定住にもつながっていくと期待されます」という言い方よりも、「移住定住につながることを期待されます」の方がいいのではないかと感じました。それと、一番下の段落のところ、「これを機に」ではなく、「この答申を受け」の方がいいのかなと考えました。それと、6ページでお聞きしたいことがあります。一番下の参考のところには区域外就学の説明がありますが、「やむを得ない事情」とはどのようなことなのでしょう。特殊な事情なのかとは思いますが、どう解釈したらいいのか、こういう言い方しかできないのかなと思いました。
事務局 5	どういう状況かと言いますと、例えばお家に帰ったときに保護者が働いていて家に誰もいない桐生市の家庭で、おじいさんおばあさんが東町に住んでいる場合、放課後はおじいさんおばあさんに面倒を見てもらってお迎えもきちんとできるのでこちらの学校に行かせてほしいというような感じです。
副議長（副委員長）	では今年の14人は皆そういう人ということですか。
事務局 5	12人は小規模特認校制度を利用しているので、笠懸町、大間々町から通っている12人です。前橋市と伊勢崎市から来ている2人がそうです。
副議長（副委員長）	そういう事情でない限りは、市外から受け入れることはできないということですか。
事務局 5	他の事情の方もいらっしゃると思いますが、事情はそれぞれございますので、そこ

	はよく保護者さんからお話を聞いて検討していくことになると思います。
副議長（副委員長）	最近全国的に子どもの数が減っていて、隣り合った市町村で教育委員会同士がお互い合意すればいけるとお聞きしたのですが。そうすると、「やむを得ない事情」というよりも、どういうふうにとったらいいのでしょうか。
事務局 5	違う言い回しの方が適しているかもしれませんね。
議長（委員長）	その部分については、後で答申本体のところで議論もできるかと思いたいで、そこをお願いしたいと思います。資料について他にないでしょうか。 細かい話ですが私の方からお願いします。目次のところの「こども基本法」と「子どもの権利条約」ですけれども、法概念のどちらが先かということが実はありまして、条約が先で、その下に法がくるということがあります。一番上は憲法、次に条約が来て法という形になります。条約を批准して国内法の整備という流れがありますので、その意味では2つは逆の方がいいかと思います。 それと、これは全体に関係してきますが、3ページと4ページの資料を見ると、元号で表記しているものと西暦で表記しているものがあります。これはどちらかに統一する必要があるかと思いたいます。これは前の基本方針の時にも出たのですが、流れで見たときに、平成から令和に移ったときのイメージよりは、西暦で流れた方がいいという意見もありました。どうでしょうか。
副議長（副委員長）	西暦がいいでしょうか。小さいお子さんも誕生日は西暦で言いますから。
議長（委員長）	学校はよく元号を使いますよね。これは東地区に限ったことではなく、他の地区でも出てくる話です。どうでしょうか。令和・平成の方がいいですか。
委員 4	どちらでもいいです。揃えてあれば。
委員 3	例えば6ページの資料が西暦になると、わかりにくくなるかなと思います。学校だと「令和〇年度」という言い方でやっていますから、児童生徒数の推移が西暦になってしまうとわかりにくくなる気がします。
議長（委員長）	そうであれば元号に統一をお願いします。他にいかがでしょうか。
副議長（副委員長）	質問なのですが、今児童生徒数が少し増えている一方で東町の児童生徒数は少なくなっていますよね。これは、東町の子どもがゼロになった場合はどうなってしまうのでしょうか。今は義務教育学校となって市内から来ていますけれども、児童生徒がいる限りは継続していくものなののでしょうか。
事務局 5	当時小中学校が1校になるときに、1人でも児童生徒がいれば学校は継続するということでした。ゼロになったとしても閉校しなければならないということではないです。
副議長（副委員長）	そうなのですね。ありがとうございます。ゼロになっては困るのですが、一応お聞きしました。
議長（委員長）	資料についてはよろしいでしょうか。それでは答申本体に移ります。答申の文言に限定せず、ここは一体どうなっているのか、少しイメージができないから聞かせてほしい、そういった話もお願いしたいと思います。特に、先ほど事務局から説明がありましたけれども、10ページの下半分から始まる「1. 質

	の高い教育により選ばれる学校づくり」、そして2、次のページに進んで3、4と続きます。さらに「1. 保小中一貫教育の深化と相乗効果の追求」から2、3と続きます。これらのことについて、ご意見をお願いしたいと思います。
委員 1	10ページの中段から下の、主に答申②についてで、1と2は学校でいいと思うのですが、3と4については、行政あるいは市との連携がなければ、学校だけに任せることはかなり厳しいと思います。だからそういう文言を加えないといけないと思います。例えば「学校を核とした地域コミュニティの活性化」、これは学校だけではできないと思います。やはり、行政の力が必要ですよね。そういった文言が必要かなと思います。
議長（委員長）	そういう文言を入れるとなると、具体的にどのようなになりますか。
委員 1	例えば3です。「学校と地域が一体となる仕組みを構築」とあるところに、「行政と連携を図りながら構築していく」といった文言を入れた方がいいと思います。答申だからやってくれと学校に全部お願いするのはかなり大変だと思います。行政が「はいやりました。後は頼みますよ。」という感じだと困ってしまうと思います。
副議長（副委員長）	例えば「行政が主体となり、学校と地域が連携して」というような言い回しがいいということですかね。
委員 1	3から下は行政と一体にならないとできないことですよね。
議長（委員長）	どこが主体になるのかを入れてほしいという話でしょうか。
委員 1	もちろん保小中一貫をやるのですが、学校単体だけではこのような大きな仕組みには持っていけないと思います。やはり行政の力を借りないといけないと思います。
議長（委員長）	つまり、ここに答申で出すけれども、それを具体的にどのように進めていくのかという話になるのかと思います。だから、この答申部分をどのようにイメージしているかが大事になってきます。悪い言葉で言えば、文章だけ都合よく書いておいて、行政の方にプランを作ってもらってあとは進めておいてくれというような場合もなくはないわけですよね。答申はそのような性質を持っていますので、だからこそどのようにこの中に入れていくのが大事になります。
副議長（副委員長）	例えばこれは全体像として行政が主体となって学校と住民を結びつけてやっていくということだと思うので、そういう意図を「はじめに」のところに書き加えておけばいいのかなと思います。行政と地域が一体になって学校を応援しながらこういうことをやっていきたい、それを目指します、ということが「はじめに」に入ってくれば、中身については全部行政を中心に皆でやっていくというように捉えられるから、学校が全部こうしなければいけないということにはならないと思います。
委員 1	いいですね。前段でドンと出すわけですね。
副議長（副委員長）	そうです。そして答申の内容は、こういう方向でいきたいという希望であり夢であり、最終目標になるという感じがしました。
委員 4	時間に限りがあるのでこんなことを聞いて申し訳ないのですが、これは誰が

	誰に言っているものですか。
議長（委員長）	それについては15ページの資料を見てください。みどり市教育委員会教育長から諮問を受けて、我々はこちらで議論しています。そして、答申として教育長に返す、提示するという形になります。
委員4	では、どの文章も「やってほしい」とか「お願いする」というように書いてありますが、これは教育長宛にお願いするということですか。
議長（委員長）	そういうことです。
委員4	あと、結構ぼやけたものが多いというか、具体的に何かをしたいということがないものが多いイメージが自分の中にありまして、教育長にお願いしたいのだけれど学校側も出しづらいと思います。これはこういうものなののでしょうか。
議長（委員長）	この委員会としては教育長からの諮問を受けて答申を出しますけれど、その後の展開について事務局の方からイメージをお話しいただけますか。例えばこのあと基本方針の策定があって。さらにその後どうなるのかをお話しいただきたいと思います。
事務局6	前回の市全体で協議を行った検討委員会でもそうですが、答申をいただいた後に、答申を踏まえた方針、つまり市としての見解というものを最終的に作ります。そして、パブリックコメントをして、地域の方に説明をして進めていくという流れになります。その後は、策定された方針に則って学校の適正配置等を含めた、東地区で言えば特色ある学校づくりや地域づくりを進めていくということで、実現に向けた実際の動きになります。
委員5	それは仮に校長先生が替わったとしても、これはそのまま継続されるということですよね。
委員4	結構具体的なものが出てくるイメージでしょうか。
事務局6	答申をいただいたところがベースになるので、こちらで解釈して具体的にできるものはするでしょうし、そうならないものもあるかと思います。委員4さんがおっしゃるとおり曖昧というか、もう少し具体的に示した方がいいというのであれば、この時点で示す形の方がいいかもしれません。ただ、我々事務局も入ってこの会議に臨んでいますから、言葉のニュアンスだとか具体的なことはこういうところで実現できればいいのではないかとということを踏まえて方向性を出していただく形になるかと思います。
議長（委員長）	委員4さんのご意見、私もわかります。例えば笠懸地区だと、適正配置問題があるから具体的に学校が動きます。目に見えて、確実に。どこに学校を移すのかというところまでは行きませんが、現段階で笠懸小を南の方へ移すということが笠懸の委員会で出ています。東地区ではそういう動きが見えづらいのは確かです。そういうご意見かと思います。だからそういう意味では10ページから11ページのところで「ほしい」「ほしい」「ほしい」「望む」で終わっているところがもつ曖昧さがあります。だから例えば具体的に「学校を核とした地域コミュニティの活性化」とありますけれども、この3行目には「校内に地域連携室を設けて、住民が気軽に集える居場所の創出を検討し」とありますが、

	このところを、あずま小中学校の校内に地域連携室を設けるとはっきり示す等、そのような形になれば答申の持つ実効性が形として見えてくるということですね。
副議長（副委員長）	その辺りのことで会議が始まる前に事務局と話をしたのですが、保育園の設計については、昨日保育園側と学校側とで協議して設計等がだいたい決まったのでしょうか。
委員 3	決まったそうです。
副議長（副委員長）	そうすると、この委員会で出た地域連携室を学校の中に造ってほしいという意見がどうなるのか。こども課の方からも地域の人たちに説明会をしますという話は聞いています。保小中の話はもう 3 年前から出ています。そしてこの検討委員会が昨年度から始まって、その中で地域連携室や学校・保育園の問題を皆さんで協議してきました。その一方で市の方が独自で設計業者に依頼して設計を決めて、多少の変更は大丈夫だろうけどもう決めましたからと、それで説明会に代えるのはちょっとおかしいのではないかと思います。初めから住民に説明して住民の意向を聞いてから設計するのが筋だと思います。設計が決まっているということでしたが、その中に地域連携室はありますか。
委員 3	今はないです。
副議長（副委員長）	ということは、これからもない可能性が十分にあるということですね。そうすると、この委員会は何のためにやっているのかという話にもなってきます。このことについては教育委員会とこども課がよく話し合っ、何を考えているのか聞いてほしいと思います。せっかくここで皆で真剣になってこれからのあずま小中学校のことや東地域のことを考えているのに。行政の方で勝手に業者選定をして設計を進めるという方向性はおかしいと思わないですか。8 月にこども課の方で地域住民を集めて説明会をするということですが、その説明会は意見を聞くのではなくて、こういう結果になりましたという説明だけで終わってしまうのではないかと思います。もしそれが本当なら非常に腹立たしいです。そうすると、もう完全に保育園の設置場所もどういう形かも業者と役所が決めたのでしょうか。住民の意見は聞かないで。昨日の説明会だと保育園側と学校側の意見も聞かないで説明会だけだったのですよね。設計業者が決まっただけならいいのです。これからこういうことをやってほしい、こういうものを作っしてほしいとか、予算的に無理だからこうなりますとか、そういう話だったら納得できます。こんな我々委員や住民をないがしろにしたような進め方はいかがなものかと思います。
委員 2	でもまだ設計は決まっていないのではないですか。設計業者が決まったという話ですね。
委員 1	決まってもう図面もできています。
委員 2	基本設計ですね。それは決定なのかな。
委員 1	もう後は細かいところだけです。
委員 2	ただ設計業者を決めることは役所ですね。

副議長（副委員長）	でもその過程が違うという話です。
事務局 2	大変ご心配をおかけして申し訳ありません。今こども課にも確認しているところですが、業者の方はある程度選定されて、先生方や保育士さん等にご意見をお聞きし、地域の方々にも入っていただいた会議を開くということも聞いています。その中で、どこまでの内容を設計に取り入れられるのかを考えていきますが、子どもの数や活動場所等を考えるとある程度の規模は必要になります。それを含めてどのように設計していくのか、要望を取り入れられるかということになりますが、ベース自体はある程度決まっていますので、その上で全体的に検討していくことになります。
副議長（副委員長）	それでは同じですね。もう決まっているからここに1㎡加えますくらいの話ですね。それではおかしいと思います。
事務局 2	その辺りについてはもう少しこども課との話し合いが必要だと思いますが、地域連携室の話も我々から出させていただいている中で、どうすればそれが実現できるのか。例えば保育園の中にできればいいのか、それとも学校の中に作ればいいのか、そういった話し合いも今後進めていく必要があると思います。ご意見を聞いてそれらを全て取り入れられるかというところは難しい部分がありますが、どこかでそういった必要性を担保できるように、これから学校と保育園の関係を調整していかなければならないと思います。
委員 1	昨日の話し合いでは、話を聞いてくれるような感じではなかったです。どんどん進められてこちらの意見はストップがかかるような感じです。
事務局 2	昨日の話し合いは、そのような一方的な話し合いだったのですか。
委員 3	決まった部分は動かさませんというところが大前提だったので、職員もいろいろと思いを伝えたい人もいたのですが、その機会を奪われてしまったなというところはありませんでした。そこは確かに残念だという気がして、局長さんにも昨日お話をさせていただきました。一応昨日は先生方と保育士さんたちの気持ちを吸い上げていただける場として設定したと聞いていたのですが、そういう場にはならなかったなと思います。
事務局 2	その点については大変申し訳ないと思います。この内容についてはこども課の方にもしっかりと伝えさせていただいて、皆さんのご意見をしっかり聞く場面を設けるということですので、そこでまたお話をさせていただいてできることからやっていくしかないと思います。
	ぜひ確実に我々の意見が反映されるようなこども課の受け止め方をお願いしたいと思います。10ページからの答申の部分を見ますと、答申の1と2、つまり適正な規模と配置については、義務教育学校としてあずま小中学校を存続させる、これはもう確定しています。問題になってくるのは諮問の3と4-1ですね。ここのところがこの委員会のメインのところになります。そうすると、魅力ある学校づくり、そして教育委員会が必要と認めることとして保小中一貫教育の問題、これがどうしても入ってきます。ここのところで我々が議論

	したことが全く反映されないようなことであれば、答申を出す意味はないということにもなりかねません。あと給食提供方式の問題があるからそれをくっつけてみた、というような答申になってしまいます。そして、先ほど委員４さんがおっしゃったように、「何とかしてほしい」というようなソフトな表現をするものの、それはすでに決まってしまったので実現できませんとなってしまいますと、ある意味空（から）答申のような、文章だけのものを我々は出してしまふことになりかねないと思います。
事務局 2	答申 2 と答申 3 につきましては、表現を統一させていただいた部分がございます。当初、箇条書きになっていたところを文章でまとめさせていただきました。地域の運動会等の具体的なものはこの中に取り入れさせていただいていると思っています。こういったことを前提でこの答申を出したときに、この内容の中に具体的なものが取り込まれているというようにご理解いただきたいと思います。そういったことがわかりにくいということであれば、改めて箇条書きにしたり、見出しを付けて箇条書きでまとめ、「委員会として望む」というような形にしたりすることはできると思います。この部分を検討し直すことは可能です。
議長（委員長）	話を答申の方に戻します。大間々地区の委員会で、大間々も移転問題があるのですが、その中で魅力ある学校づくりについての話題になりました。その核になっているものとして出たのがコミュニティスクール、学校運営協議会、これを活性化して学校づくりを考えていくというような話が出ました。そして、本日の資料としてお手元にありますけれども、「地域学校協働活動」の話が大間々の委員会で出ました。コミュニティスクールは、学校運営協議会が設置されている学校です。この中にも協議会の委員になっている方がいらっしゃると思います。学校運営協議会は全国的に広がってきています。しかしその一方で、その協議会が形骸化しているところもあるというのも事実です。それに対して地域学校協働活動は文科省が推進しているもので、平成の頃から出ています。この資料の 13 ページを見てください。一番上に「学校運営協議会と地域学校協働活動の関係は？学校運営協議会だけで十分では？」とあります。そして、3 ページに戻っていただくと「地域学校協働本部」を設けるという考え方もあります。学校と地域学校協働本部というものがあって、それが具体的に活動を進めていきます。つまり、学校運営協議会は基本的には会議体で、学校の行事、年間計画、カリキュラム等を承認しながら進めていくのですが、それを具体的に作っていく、動いていくような部分として地域学校協働本部というような考え方もあります。こういうものが東地区でもできる可能性はないでしょうか。大間々地区でもおそらくこういった議論を次の委員会で行います。大間々地区ではこの議論をしながらどうやって学校づくりをしていくのかという話が必ず展開すると思います。東地区がそのままやらなければいけないという話ではありませんが、考え方としてこういうものもあるということです。
副議長（副委員）	これを委員長から提示されたときに考えてみました。東町のこの人口減で、

長)	若年層の数が少なくて、我々のような年寄りばかりで、これが理想ですけど実際にできるかというとなかなか難しいと思います。2通り考えてみました。今東では学校運営協議会がいろいろな形で、会議だけでなく行事や学校の活動で主体的にも補助的にも行っていますから、それを地域学校協働活動に当てはめてもっと充実させていく方法が1つ。もう1つは、東地域ビジョン。そのメンバーはおそらくこれから変わって、行政も継続していかなければならないだろうから、そのメンバーを刷新して東地域ビジョンが一緒になって考えていくということ。だけど、今私が学校運営協議会の会長をさせていただいていますけれども、決して他の地域でやっているような会議だけで終わってしまうような形にはなっていないと思います。非常に協力的ですので、学校運営協議会を活性化していく方がいいのではないかと考えています。そうでないと、「別の組織を作れ」と言われても、「誰がなるの」「誰がやるの」という話になってしまいます。ましてや先ほどの子どもの世帯の数ではないですけど、実際に動ける人間はどれだけいるのかという話になってくると思います。だから、学校運営協議会を充実させて、目標や推進に向けての活動をしていただいた方がいいと思います。
委員 3	今副議長さんから話があったように、あずま小中学校の学校運営協議会はかなり機能していると思っています。地域学校協働本部とあずま小中学校における学校運営協議会は同じものであると思っていますので、新たに別組織をというよりは、副議長さんがおっしゃったように、もうすでになんか充実していますけれどもさらに連携を強化して、保育園さんが来るとなれば一緒に巻き込みながらになると思いますけれども、学校運営協議会が主体となって地域づくりと学校運営にも絡んでいくという形はおそらくできるだろうなと思います。大間々や笠懸の学校がどのようになっているかはわかりませんが、おそらく他の学校よりもあずま小中学校の学校運営協議会は機能していると思いますので、一緒にやっていければ充実していくのではないかと思います。
副議長（副委員長）	これに合わせて考えられるのが、可能か不可能かはわかりませんが、学校配置や保育園、地域連携室の考えから派生して考えると、例えばそこに公民館機能をもっていったらどうかと思います。公民館機能があれば図書室もあるし連携が保たれます。ホールは体育館を使うことも考えられるでしょう。運営方法はいろいろ考えることはありそうですが、そういう考え方もできるかなと思います。
議長（委員長）	委員3さんがおっしゃるようなことは十分あるだろうと思いますし、東の場合は学校運営協議会を充実させる方向性が一番いいという話が副議長さんからありました。そうすると、11ページの主に答申③についての「2. 円滑な移転・運営に向けた協働体制の確立」の上から3行目に「また、学校運営協議会などを活用し、」とありますが、これが少し弱いですね。学校運営協議会の位置づけをもっと強くして円滑な運営、協働体制を構築するというような形が文言として入ると明確になるのではないかと思います。それから地域連携室につ

	いても、具体的な建物なのか一部の部屋なのかわかりませんが、ものとして確定してそこを軸に進めていくということが答申の中に見えてくるというのではないかと思います。
委員 1	この事業を進めるには、やはり学校教育課でやるべきだと思います。保育園はもちろんなのですが、今のところどちらが主でやっているか分かりません。このつながりのパイプはどの程度あるのか。ある意味この地域を守ると学校に任せられたわけだから、学校教育課でやった方がいいと思います。なかなか子ども課とのバランス関係がわからないところがあります。
議長（委員長）	保小中一貫教育について学校教育という視点で見ようとしている一方で、子ども課は独立的に進めていて、「それはもう決まったよ」という話になってしまうと困りますよね。今の状況についてのご理解はよろしいですか。
委員 3	答申の文言はどういうものかについては私もよくわかりませんが、ここに書かれていることがこれからの学校づくり、学校運営の1つの指針になっていくのだろうなと捉えています。ただこれを全部学校でやれと言われたらそれは大変なことで、例えば交流人口の拡大については学校だけではできないので、当然市長部局や教育委員会と連携しながら進めていくものと捉えています。これを教育委員会に「私たちはこのように考えました。基がこれですよ」というようにお返しをすることになりますが、それが逆に具体的になりすぎていると、これからいろいろ案を作って一緒にやっていく上で支障になりはしないかと思います。確かにぼんやりしているかもしれませんが、ぼんやりしているよさもまたあるような気がします。これをこのまま学校や学校運営協議会、保育園等に「この通りやってください」、つまり「望む」とか「ほしい」がこちらに向いていたらそれは困ってしまいますが、一応向きはそうではないですよ。教育委員会に言っていることなので。そしてこれをどう具体化していくかは、この後の教育委員会と我々学校や学校運営協議会とのやり取りで作り上げていくものなのかと思います。そう考えると、はっきりと文言を書いてあった方がいいのか、このままの方がやりやすいのか、どうなのかなという気がします。
副議長（副委員長）	この会議の前に協議させていただいたときは箇条書きでしたが、それをお願いして文章にしてもらいました。箇条書きのときは、この会議で出た意見が羅列してありました。その中には「こういうことをしてほしい」というものもありました。その中で例えば「ポスターを作る」という記載があったのですが、それを答申に出すと、教育委員会は必ずポスターを作るようになってしまいます。ですから「ポスターや何々等を作るようなことを考え、広報活動をする」というような文章にしないと、あれもやるこれもやる、答申だから必ずやらなければならない、というようになってしまわないかと思ったので、このように文章化してもらったところがあります。「広報誌を作った方がいいよ」という意見が出てそれが答申として出ると、広報誌を作らなければいけなくなります。今学校は学校だよりを作っていますけれど。そういうことを考えると、先ほど委員3さんが言ったように、「このようなもので広報活動をする。交流人

	口を増やす」という表現にした方がいいですね。学校側としても「答申が出たからやれ」と言われても困ってしまいますよね。
委員 3	はい。学校が「やれ」と言われているのではないことは理解しています。
事務局 3	2 年前に「東プロジェクト」を立ち上げたときに、私は地域創生課でいろいろとお手伝いさせていただいたところがあります。保小中一貫教育校を立ち上げる时候にもいろいろとお話をさせていただきました。先ほど出ました交流人口や移住定住、東地域の振興については、当然学校だけでできるものではありません。それは全庁的に取り組むものだということでプロジェクトを立ち上げたところでは。先ほどこども課と学校教育課という話がありましたが、元々は過疎地域である東町をなんとか振興していきたいというところから始まって、地域創生課と東市民生活課も入って 4 課で動いていたプロジェクトでした。そこで形作っていた保小中一貫教育の部分で答申の中に盛り込まれるところでは。この答申の 7 から 9 ページにある資料が、そのプロジェクトの中で作り上げてきたコンセプトであり、それが答申に盛り込まれ、入ってきているところでは。東地域から子どもがいなくなってしまうのではないかと不安から、このプロジェクトに対して自分なりに努力したところではあります。そういったところも含めて少しでも人口増につなげていきたいというところが色濃く入っています。プロジェクトと答申の関係について説明させていただきたく、発言させていただきました。
委員 1	合併してから 20 年が経ちますよね。その間に行政は、東地域に確かに目を向けていました。でも人口減少の傾向はなかなか止まりませんでした。これは行政がやってきたことです。そして最後に「魅力ある学校をつくって人口を増やせ」と、白羽の矢が立ったのか、「お前たちがやれ」と言われているのか、どう解釈したらいいかと思っています。やはり今までの経緯、取り組んできたけれども減少しているという現実を見ることも大事だと思います。
副議長（副委員長）	学校の子どもの数が少なくなっているの、学校を魅力的にして、例えば東から大間々や笠懸に通っている子を東に戻したいという気持ちがあります。それともう 1 つは地域の活性化。産業等を起こして生産人口、若い人たちがここで住めるような環境づくり。あの東の地域ビジョンはそこが主題だったのです。初めの地域ビジョンの会議とは、役所の枠にとらわれず我々東の住民が集まって、東をどうしたら人が集まって活性化できるかということが基本でした。それには林業の話が出たり農業の話が出たりいろいろありましたが、そこでの市からのバックアップについては、これといったものはありませんでした。計画ではいろいろな案があったのでそういう資料はありますけれども。
委員 1	それとごく一部の人が知っているだけであって、なかなか皆さんが知らなかったという現状があるのではないかと感じています。
議長（委員長）	8 時を過ぎました。私としては 30 分間の延長を提案したいのですが、よろしいでしょうか。ご都合の悪い方はいらっしゃいますか。
委員一同	（延長を了承）

議長（委員長）	あと30分の中でもう少し詰めて、次どうするかというところまで話を進めたいと思います。8時半を目処に会議を終わらせますのでご協力をよろしくお願いします。
副議長（副委員長）	文言のところでよろしいでしょうか。11ページの主に答申③についての「1. 保小中一貫教育の深化と相乗効果の追求」の文章の2行目、「まずは保育園や各学校」とあるのですが、各学校とはみどり市全部の学校ということでしょうか。あずま小中学校ですよね。
議長（委員長）	ではここは「保育園と学校」となりますね。他はどうでしょうか。
副議長（副委員長）	これはまだ教育委員会の方で考えが定まっているかどうかわかりませんが、11ページの「4. 交流人口の拡大と定住促進に向けた施策」で、「短期の山村留学等の受け入れ事業を積極的に実施し」とあります。これについては、教育委員会は目安や方法等、お考えがあるのでしょうか。それとも、ただこのような意見が出たので載せたということでしょうか。
議長（委員長）	その辺りのことも含めて、本日の資料No.2をご覧ください。これは先ほどの答申前半の小規模特認校と区域外就学も絡めながら、事務局の方の考えをお話しいただければと思います。
事務局 7	まずこちらの資料は、前回の会議でいただいたご意見を元に、今後の参考としまして、他市または他県の情報について調べさせていただいた資料になります。まず先ほどの山村留学につきましては、下の2番のところに書いてあります。こちらは自治体の独自の事例ということで、インターネットから調べた情報になります。こちらは特に過疎地域において、小規模特認校を核とした地域創生の取組として、親子山村留学等の形態で受け入れているというものになります。ただこういった場合でも、この期間中は現地に住民票を移すことが一般的となっています。裏面をご覧ください。こちらは具体的に、住居支援や助成金といった支援を充実させている自治体として、いくつか参考に載せさせていただきました。山梨県の丹波山村、同じく山梨県の早川町、同じく山梨県の小菅村、そして鹿児島県の錦江町、鹿児島県の十島村などがあるということです。具体的な取組についてはそちらに記載の通りです。みどり市としましては、特に今の時点で具体的にこういった取組を進めていくような具体的なお話は、現在検討されていません。ただ、今後こういったものを含めて検討していく必要があるかなということで参考にさせていただければと考えています。以上が山村留学についてです。その上にあります小規模特認校への市外からの通学、いわゆる区域外就学を認めている事例についてです。まずこの小規模特認校については、市内に居住していること、これが条件になって認められている制度になります。みどり市では、あずま小中学校がこの制度を利用した学校となっております。ただ、例外的に認められる可能性がある事例ということで、そちらに2つ事例がございます。1つは隣接の自治体との協定があるということです。これは自治体をまたいで自宅から近い学校、または先ほどの事例にありました保護者の職場に近い学校に通うため等の理由で、教育委員会同士の協議により区

	域外就学が認められることがあるということです。こちらは小規模特認校制度というよりは、地理的な要因、または個別の事情によるものになります。もう1つは、不登校であったり、心身の健康上の理由がある場合があります。これは不登校の解消であったり、または精神面での配慮が必要な場合、保護者からの申請があれば、区域外就学の許可基準に基づいて、指定外の学校への就学が認められる場合があります。以上が例外的に認められる可能性があるケースということでご紹介させていただきました。
議長（委員長）	ありがとうございました。このような事例があるということですが、他にご意見はありますか。
委員 5	関係するかどうかはわかりませんが、先ほど1人でも児童生徒がいれば閉校しないというお話がありましたが、逆に児童生徒がもっと増えました、教室はパンパンです、という状況になった場合、そうならないように各学年何人までといった定員のようなものを決めていくのでしょうか。増えすぎてしまった場合の対応はどうするのでしょうか。
事務局 5	増えすぎた場合は、増築になるか新築になるか、そのときの状況によります。
事務局 6	児童生徒数が増えている学校はいくつもありましたけれども、そのときにはプレハブを建てたり増築したりするのが一般的な対応です。
副議長（副委員長）	2点ほどお伺いしたいです。まずは先ほどの山村留学のことです。これは私も前の会議で提案したのですが、やはり始めるのはかなり大変だと思います。雑ぱくに考えると、よく大学等でオープンキャンパスがあると思いますが、あのような形で日にちを指定して学校の様子が見られる形ならば、市外からでも県外からでも来て見られると思います。まずそういうことから始めて、だんだん充実してきたら山村留学という方向も考えられるかなと思います。お試しも含めてできることから始めて、山村留学までどのように準備をしていけばいいのか、どんなことができるのか等、検討していけばいいのかなと思いました。それともう1つ、今市外から来ることについて特殊な事情がある場合にはということでしたが、例えば「あそこの学校が気に入ったから行きたい」ということではダメということですね。例えば太田の子があずま小中学校を見て、「ぜひ僕はあそこに行きたい」と言った場合はどうなるのでしょうか。そういう場合は親に引っ越してきてくださいということでしょうか。夏休みには親子が全国からボルダリング施設に来ています。そこであずま小中学校の話をすれば行きたいと思う親子はいるかもしれません。私の孫も学校を見ただけで「いい学校だね」と言うくらいなので、中にはそういう子だっていると思います。そういう子がいて、親もおおらかで「行きたければ行っていいよ」となった場合は、教育委員会としてはどうするのでしょうか。やはり無理ですか。
事務局 7	先ほども説明しました区域外就学許可基準というものにいくつか要件がございますので、それに該当すれば認めるということになります。ただその条件が、例えば何ヶ月後にこちらの区域に住宅を建てる予定がある、といったような条件がありますので、何でもかんでも「あの学校に行きたいから認めます」とい

	うことはございません。今現状ではそういうところです。
事務局 3	今お試しの話がありましたが、地域創生課がお試し移住ツアーというものを 行っている中で、あずま小中学校を見たいという親子が都会から来て、「行きたい」「行かせたい」と言っている親子は実際に何人かいらっしゃいました。ただ、 課題は「住むところがない」ということでした。東町内にそういった夫婦子どもが住めるような住宅がないという声があって、せっかく来たのに「黒保根に しました」という親子もいました。せっかく見ていただいたのにとても悔しい 思いをしました。そういった声もあって、令和 7 年度から東町の市営住宅を改 修して移住者向けの住宅を造ったり、お試し移住住宅のようなものも今後整備 していくということを市はやろうとしています。そういった少し滞在すること ができるような場所があれば、可能性はどんどん広がってくるかなと思っています。
副議長（副委員 長）	花輪の教員住宅も直したらいいと思いますが。
事務局 3	花輪の教員住宅も一度見に来ていただいたこともあるのですが、なかなかそ こにという話にはなりませんでした。
議長（委員長）	時間がだいぶ迫って参りました。あと諮問 4 - 2、1 2 ページが残っていま す。ここについてご意見をいただきながら、次どうするか考えたいと思います。 東については給食センター方式で配食されていますので何かが変わるというこ とではありません。ただ、「学校給食法を再確認して目標が達成されるよう努め てほしい」、「栄養教諭を中心とした配置等の問題を検討してほしい」、さらには 「学校長は食に関する指導が効果的になるように」というような要望が載って います。このことについて何かありますでしょうか。
委員 2	文章を読んでふと疑問に思ったのですが、栄養教諭、学校栄養職員の配置と いうのは、どこにですか。あずま小中学校にという意味ですか。それとも給食 センターに増やしてほしいという意味ですか。
議長（委員長）	現在、栄養教諭の配置は特定の学校に限定されています。各学校全てに配置 されているわけではありませんし、それをなかなか実現できないところがあり ます。笠懸地区は自校方式の学校が多いですが、センター方式の方に議論の方 向性は向いています。そうすると、給食センターが市内に 2 つ必要になるとい う話になったときに、現在市内に 4 名栄養教諭の方がいらっしゃいますけれど、 そこが減る可能性があります。つまり、給食センター方式にするのはいいけれ ど、栄養教諭の配置も確保してほしいという話です。
委員 2	市内全体の話ですね。あずま小中学校に置くという意味ではなく。
議長（委員長）	私の方からなのですが、食育基本法という法律があります。平成 1 6 年か 1 7 年に制定された法律ですけれども、それがこの 5 月に改定されました。その 法律の中で、各自治体は「食育推進計画」を制定して推進に努めるというよう な文言があります。ただし、みどり市は、食育推進計画として設けていないで、 「健康プラン 2 1」というもののの中にこの食育についての文言が入れられてい

	るという形をとっています。群馬県内では、みどり市のような形をとっているところもあります。一方で、食育推進計画と健康プランをそれぞれ独立させている自治体もあります。みどり市が今後給食センターに一本化するのであれば、それは単純にセンターの給食を食べるというだけでなく、みどり市の食育推進計画の中でそういうものが位置付いているという形をとっていく必要があるのではないかと思います。みどり市が食育推進計画を新たに策定する余裕はないのかどうかということを事務局にお尋ねしたいと思います。もしできるのであれば、みどり市が学校給食をセンター化する流れの中で食育というものを位置付けていってはどうかと思います。食育基本法につきましては農水省が管轄する法律ですよね。そうすると、食や農の問題が入ってきます。これは東に限らず大間々や笠懸のところでも出てくる話です。その辺りのことについて事務局からご意見をお聞きしたいです。
事務局 2	確かに食育推進計画自体は作っておりません。みどり市全体で市民の健康を考えたときに、食育は非常に重要な部分になります。なので、食育推進計画を独立させるよりも、みどり市全体の健康というところに焦点を当てて、一つにまとめた計画を作りました。それが健康プラン 2 1 です。今回食育推進計画を独立させて答申に合わせる考えも確かにあると思いますが、市としても健康に特化した局を独立させていますので、そこに委ねています。なので、今の段階では食育推進計画を独立させることは考えていません。
議長（委員長）	改正の食育基本法も「学校の食育の強化」というようなものが改正のポイントとして挙がっていますし、仮に健康プラン 2 1 の中に入っているとしても、そのこのところの拡充・確認のようなものはあってもいいような気がします。
事務局 2	健康プラン 2 1 については、多くの関係課の職員が集まって作っていますので、その中で確認・見直しをしていきたいと思っています。
議長（委員長）	給食提供方式についてはこのような形で行きたいと思っています。よろしいでしょうか。
委員 2	これは、東地区の検討委員会の答申として、「みどり市の給食はセンター方式にしてください」ということですよね。笠懸からこういう答申が出るかどうかはまだわからないということですよ。
議長（委員長）	ただ、センター方式の方向にということは、委員会の経過としてあります。
委員 2	大間々はもちろんそれで行くでしょうけど、笠懸がもしかしたらというところですね。
議長（委員長）	文言がどうなるかというところはあると思います。1 2 ページの上から 2 行目のように「センター方式とする」という形で明確になるのか、それとも何かそこに付帯的な文言が付くのか微妙なところではありますけれど、そのような形になるということです。
委員 2	東地区としてはこれでいいということですね。他からはどう出るかわからないけれども。
議長（委員長）	あくまでもこれは東地区の答申になります。

副議長（副委員長）	これは別に「みどり市立学校の」という部分は省いても問題ないですか。それとも付いていた方がいいですか。
委員 2	みどり市全部でやりますという意味ですね、この答申は。みどり市は全部給食センター方式に統一してくださいという答申ですね。
副議長（副委員長）	東地区の答申とすると、東は給食提供方式はセンター方式で行くという答申の方がいいでしょうか。
委員 2	東だけで見れば、実際には笠懸が自校方式でも構わないですね。センター方式になっているから。それは変わらないけれど、みどり市全部でやってくださいということですかね。
議長（委員長）	答申の文言としては「みどり市立学校の」を外して、「学校給食提供方式については」とした方がいいということですね。
副議長（副委員長）	東地区としての答申ならば、その方がいいかと思います。
議長（委員長）	その意見については、文言の処理としてあっていいのではないのでしょうか。
事務局 6	ここについては、市全体の給食について考えて、東地区でも答申をいただきたいということですから、「みどり市立学校の」という形にしたいです。教育委員会自体は、笠懸の給食提供方式についてはセンター方式がいいだろうという見解をもうすでにずいぶん前から出しております。
委員 2	でも自校方式は昔から人気があるんですね。
副議長（副委員長）	それが全体の意見としてセンター方式に変わってきているわけですね。
委員 2	いかに説得して一本化していくかということですね。
議長（委員長）	では 12 ページにつきましてはこのような方向で行くことにしたいと思います。さて、問題は答申の 10 から 11 ページのところですね。特に保小中問題が絡んでいるわけです。ここをどうするか。つまりここに出てきた意見が、こども課から出てくるものに反映されるような余地が残っているのか残っていないのかという問題はあります。
委員 1	だから、教育委員会がイニシアチブ（主導権）をとってしまえばいいんですよ。いろいろな課ごとの関係はあるでしょうけど。
議長（委員長）	今回の第 4 回委員会は、答申案を皆様にあらかじめ送っておいて、そして今日議論をして、次は答申を確認するという流れを想定していました。しかし、それが可能なのかという懸念はあります。昨日出てきたものは、建物はここにこう造りますというものが出ているということですか。図面が。
委員 3	中身の細かいところはこれからの相談ということでした。まだ 100%決まっているわけではありません。
委員 1	まあほぼ、8 割は決まっています。場所もわかっています。
委員 2	ちなみに設計業者はどこですか。
委員 1	スターパイロット。目黒区にある設計業者です。
副議長（副委員長）	少し聞きたいのですが、市の方で設計業者に、ここをどうにしたら保育園が

長)	入って連携できるか、それだけを提示して設計させたのですか。
委員 1	多分こういう市の方針があるので、非認知能力や保小中一貫教育校等の文言を使ってプロポーザルしてもらったのではないのでしょうか。メンバーだとか関係することは一切公表しないということですから。
議長（委員長）	今検討しようとしているのは、保小中の建物の配置ですよね。中身はこれから造っていくものですが。一方でこの委員会は答申を出すという流れがあるのですが、すり合わせというか、どこかうまく合わないような状態に思います。そこで例えばですが、次回の委員会で保育園が移ってくる様子、イメージというものを、この委員会で示してもらおうのはどうでしょうか。委員 1 さんと委員 3 さんはおわかりになっていると思いますが。
委員 1	でも 8 月に住民説明会をしようと言っていました。多分もう切羽詰まっているのですよ、タイムリミットがあるから。
副議長（副委員長）	私は、説明会があるということだったので、そこで要望を言えればいいと思っていました。
委員 2	具体的に要望はいくつもあるのですか。どういうようにしてもらいたいということが具体的にいくつかあって、それを聞いてくれないということですか。
委員 1	それを出そうとしたけれども、もうこれですよと言われてしまいました。
委員 2	例えば具体的にはどうということですか。どんなことを出そうとしたのですか。
委員 6	場所、建物の位置ですかね。
委員 2	校庭の真ん中辺ではダメだとか、そういうことですか。そこはもう決まっていますよと。部屋の中の話はこれからですね。
委員 1	位置も何も言うタイミングがなかったですよ。
委員 2	中身は言えはいくらでも反映してくれくれるのではないかと思います。
議長（委員長）	そういう了解でよろしいですか。私たちが答申を作るにあたって、昨日出たという計画の中に、今出しているものが全く織り込めないというものにならないようなものを考えたいですね。場所は決まっているけれども、中身のところはまだ行けるというイメージでいいのでしょうか。
委員 3	それは行けるのではないかと思います。細かい部分は。
委員 2	規格で決まってしまうから動かせない部分はあるでしょうけど。
委員 3	ただ、今やり取りしているものを答申の中に盛り込む必要があるかどうかはよくわかりませんが。そういう細かい具体的なものが答申として必要なのかどうか。
副議長（副委員長）	例えば地域連携室を、今の設計ではなくて学校の中に造るとか別で造るとか。継ぎ足しではないけれど今の校舎に付けて造るとか、という考え方もできないですか。例えばもう決まっていて無理だったとしても、地域連携室は別の場所に対応できるところを市の方で考えることができるということも 1 つの考え方ですね。
事務局 2	そのことはしっかり考えられるかなと思っています。学校と保育の連携ですから、新しい建物の中に必ずなければいけないということではないと思っています。

	ます。学校の中にそういった連携室を造っていけるようなことも考えられると思います。
副議長（副委員長）	そうですね。今度の住民説明会に私が呼ばれたとすれば、そういうものを希望してそういうものができるスペースがあるのかを聞くことはできますよね。
事務局 2	学校の方ではどうかという検討もできますし、本当に必要となれば実際に検討していくことになると思います。
副議長（副委員長）	最終的には、設計自体が決まっても工期等も決まってもう無理ならば、地域連携室は別にでも造ってもらえるような形で答申を出すということになるかもしれません。
委員 5	地域連携室の文言は残しておいた方がいいと思います。なくしてしまうと「書いてないから」と言われてしまうかもしれないから。
副議長（副委員長）	「地域連携室を造れ」という文章を残しておけば、新しい設計とは別にそういうスペースを造ってもらえますよね。
委員 2	保育園ではない方がむしろいいのではないのでしょうか。保育園にあったら逆に大変だと思います。知らない大人がいつも来ているような感じになってしまうので。
副議長（副委員長）	こちらが考えていたのは、別に保育園の中に造るのではなくて、どちらにしろ改修するだろうから学校のホールとかどこかにできないかと思っていました。
委員 2	前回のときは、今はそのスペースがないという話でしたよね。だから増設できればいいですね。個人的には保育園ではない方がいいと思います。
議長（委員長）	だいぶ時間が経ちました。今日はたくさん検討しましたが、次は答申確定で行くか、そこにワンクッション置けるのか、置く必要があるのか、あるいは置く余裕があるのか。このまま答申を出すという形でよろしいですか。今日の議論を踏まえて、文言のところは事務局と私と副委員長に任せていただいて答申案を修正して、次回決めるという形でよろしいですか。
委員一同	（議長の提案を了承）
議長（委員長）	それではその方向で行きます。今日の答申案の検討については、これで終わりにします。次回の委員会の開催時期のイメージについて、事務局よりお話しください。

4 諸連絡

第5回委員会 日時 令和8年9月上旬に開催予定 18:30～
会場 東公民館 ホール1・2

5 閉会